

風しんワクチンの接種費用の助成について

岩倉市では、風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）の接種費用を助成します。

- 対象者** 接種当日において岩倉市民で、以下の条件すべてに該当する人
 - ①経産婦及び妊婦を除く、妊娠を予定または希望する女性
※過去に風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチン等を含む。）の接種歴、風しん既往歴がある者を除く。
 - ②風しん抗体検査で抗体価が基準値に満たないと判定された人
※ただし、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの検査に限る。
- 助成金額** 接種費用の2分の1を助成（上限5千円まで）
※助成は1回のみ
- 実施期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 申請窓口** 岩倉市保健センターで随時受付
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで）
※令和8年6月1日より開庁時間変更
変更後：土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時まで

●助成の流れ（申請期限：令和9年3月31日まで）

- ① 風しん抗体検査を受け、抗体価が基準値を満たしていないことを確認してください。
※愛知県では風しん抗体検査（無料）を実施しています。
詳しくは、愛知県江南保健所（電話0587-56-2157）へお問い合わせください。
- ② 医療機関（医療機関の指定はありません）で、風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種を接種し、全額実費を支払ってください。
- ③ 接種後、岩倉市保健センターへ接種費用の助成手続きにお越しください。
（持ち物）領収書（ワクチン代、ワクチン名及び接種者氏名の記載があるもの）
*レシート不可
抗体検査の結果を証明できるもの
接種者本人名義の通帳又は口座番号の確認できるもの、印鑑（スタンプ式は不可）
本人確認ができる書類（マイナンバーカード、資格確認書、運転免許証等）
- ④ 申請手続書類の確認後、おおむね1か月後に指定の口座に振り込みます。

●接種費用の全額助成について

市民税非課税世帯（生活保護受給世帯等を含む）に属する人が接種を受ける場合は、接種費用を全額助成します。助成券（市内指定医療機関のみで使用可）を発行しますので、該当する人は、必ず事前に保健センターへ申請してください。（※令和7年1月2日以降に転入した人は、申請時期によっては前住所地の市町村民税非課税証明書（世帯人員分）が必要となる場合があります。詳しくは、岩倉市保健センターにお問い合わせください。）

（持ち物）本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書、運転免許証等）

●注意事項

妊娠している女性への接種はできません。妊娠していないことを確認してください。

また、接種前の1か月と接種後2か月は妊娠を避けましょう。

風しん

風しんウイルスによる感染症です。14日から21日の潜伏期間の後、発熱とともに全身に淡い発疹が出現します。通常3日程度で消失し、発熱は麻しんのように高熱が続くことは少なく微熱程度で終わることもあります。その他は首等のリンパ節が腫れることも特徴です。妊娠初期に風しんにかかると、胎児にもウイルスが感染し、難聴、心疾患、白内障などを主とする先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

予防接種の効果

予防接種を受けた人のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、風しんにかかることを防ぐことができます。

副反応について

①麻しん風しん混合ワクチン

主な副反応は、発熱（接種した者のうち20%程度）や、発しん（接種した者のうち10%程度）です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、掻痒（かゆみ）などがみられることがありますが、これらの症状は通常1～3日でおさまります。時に、接種部位の発赤、腫れ、硬結（しこり）、リンパ節の腫れ等がみられることがあります。いずれも一過性で通常数日中に消失します。稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎及びけいれん等が報告されています。

②風しんワクチン

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、掻痒（かゆみ）、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められています。稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状があり、また、急性血小板減少性紫斑病が報告されています。

接種にあたっての注意事項

予防接種の実施においては、体調のよい日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ 現在、妊娠している場合
- ⑥ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種救済制度について

この予防接種は任意予防接種です。予防接種を受ける前には、ワクチン接種の必要性や副反応、健康被害救済について説明を受け、その内容をよく理解した上で接種を受けるようにしてください。

この予防接種は任意予防接種のため、国の健康被害の認定はされませんが、医薬品の副作用によるものであると認められた場合は、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。